

## 出産・子育て応援ギフト事業及び伴走型相談支援事業について

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った方に「出産応援ギフト（妊婦一人あたり5万円）」及び「子育て応援ギフト（乳児一人あたり5万円）」の支給を行います。

### ■ 出産・子育て応援ギフト

#### 1、令和5年3月1日以降に妊娠届・出生届を提出する方

種類	支給対象者	支給内容	支給要件
出産応援ギフト	R5.3.1以降に妊娠届を提出した妊婦 ※受診による妊娠判定必須	妊婦1人あたり5万円を支給 ※多胎妊娠の場合でも5万円	妊娠届出後、諫早市の妊娠期面談を受けた方
子育て応援ギフト	R5.3.1以降に出生届を提出した子を養育する者	出生した子ども一人あたり5万円を支給 ※双子の場合10万円	出生届出後、諫早市の乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）を受けた方

#### 2、令和4年4月1日から令和5年2月28日までに妊娠届・出生届を提出した方

（令和5年3月より順次発送予定です。）

支給対象者	支給内容
R4.4.1～R5.2.28に妊娠届を提出した方	出産応援ギフト5万円を支給
R4.4.1以降に出産し、R5.2.28までに出生届を提出した方	出産応援ギフト5万円と子育て応援ギフト5万円を一括して支給

※出産・子育て応援ギフトはいずれも申請書の提出が必要です。（申請日時点で諫早市に住民票がある方に限ります。）

※他の自治体ですでに出産応援ギフト・子育て応援ギフトの支給を受けた方は対象外となります。

※妊娠届を提出した後に流産・死産された方も支給の対象となります。

### ■ 伴走型相談支援

出産・子育て応援ギフト支給時等に保健師・助産師等の専門職による面談、アンケートの結果を踏まえ、出産・育児等の見通しをたて、必要な支援につなげていきます。

時期	内容
妊娠初期	母子手帳交付時に面談とアンケートを行います。
妊娠8ヶ月ごろ	アンケートを実施し、希望者のみに面談を行います。
出産後2ヶ月	乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）時に面接とアンケートを行います。

参考：厚生労働省ホームページ（外部リンク）

問い合わせ先

諫早市 すくすく広場 電話46-5276